

**水門や樋管の約1／4が補修必要**  
**◆◆◆9月末から10月末までに実施した緊急点検結果◆◆◆**

9月21日から24日かけて前線及び台風15号による大雨により、北上川下流河川事務所が管理する吉田川などで記録的な洪水となりました。3月11日の震災以降で本格的な大雨だったこともあり、樋管などの許可工作物周辺の堤防が陥没するなど重大な被災が相次ぎ、その要因として地震により被災した樋管などが影響したものと想定されました。

このような事態を受け、10月5日、6日には許可工作物の管理者を集めた緊急会議を開催し、施設点検の重要性の説明を行うとともに、9月29日から10月24日にかけて、水門や樋管など150施設について、一斉点検を実施しました。

その結果、全施設の約1／4において何らかの変状を確認し、補修が必要なことがわかりました。

今後、変状が確認された水門や樋管については、各管理者が必要な対策を講じるよう指導するとともに、補修状況について継続的に確認していきます。

※関連は9／23、9／24、9／30、10／3に記者発表済み

『許可工作物とは・・・』

河川の流水を利用するため、水門や樋管などを河川区域内に河川管理者以外の者（県、市、土地改良区など）が、河川法に基づく許可を得て設置した施設をいいます。

**■許可工作物 施設数 150施設**

①変状が大きく、大規模な補修または改築が必要な施設	22施設 (15%)
②軽微な補修が必要な施設	18施設 (12%)
	40施設 (27%)

◇発表記者会

石巻記者クラブ、古川記者クラブ

問い合わせ先

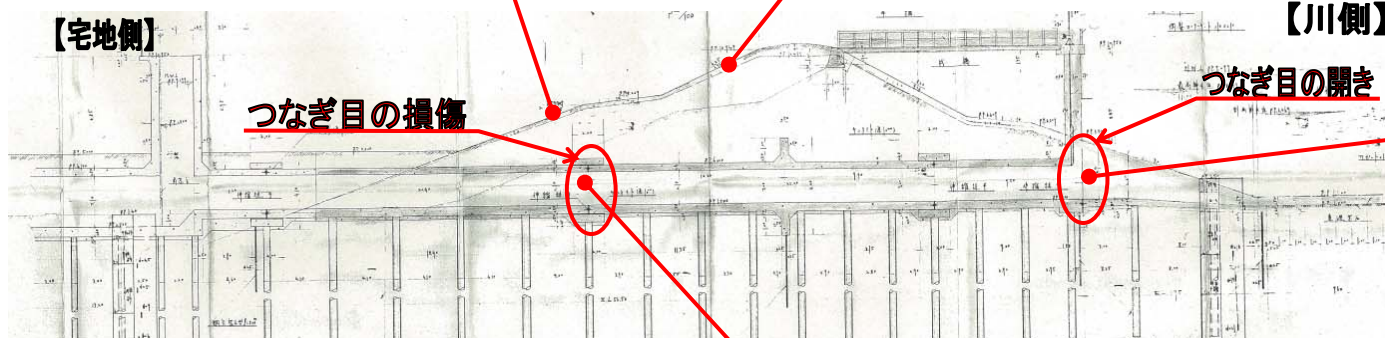
国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所  
石巻市蛇田字新下沼80

(TEL 0225-94-9851 直通)

技術 副所長 佐藤 伸吾 (内線 205)

建設専門官 塚田 敦 (内線 401)

# 【事例①】変状が大きく大規模な補修または改築が必要な施設





【事例②】軽微な補修が必要な施設

【コンクリートが欠け落ちた状況】



【亀裂箇所からの水漏れ】



【参考】経過観察が必要な施設

【コンクリートの亀裂】



【コンクリートの亀裂】

